

令和5年 No.43

○東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

休学した者の授業料の取扱いの見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年9月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年9月14日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第31号

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程（平成17年規程第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校授業料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：休学した者の授業料の取扱いの見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2章 授業料の免除 (免除)</p> <p>第2条 授業料は、附属学校に在籍する生徒又は幼児（以下「生徒等」という。）が、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する事由のある生徒等については、未納の授業料の全額を免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>3 休学（幼稚園にあつては休園。以下同じ。）を許可した生徒等については、月割計算（月割額は、年額の12分の1の額とする。以下同じ。）により、<u>休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>から復学の日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>[省略]</p> <p>第3章 授業料の徴収猶予及び分納 (徴収猶予)</p> <p>第8条 授業料は、生徒等が<u>次の各号のいずれかに該当する場合に、徴収を猶予することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(分納)</p> <p>第9条 特別の事情があり、<u>前条各号のいずれかに該当する場合に、分納（月割額とする。）を許可することができる。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第2章 授業料の免除 (免除)</p> <p>第2条 授業料は、附属学校に在籍する生徒又は幼児（以下「生徒等」という。）が、<u>次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>2 <u>次の各号の1に該当する事由のある生徒等については、未納の授業料の全額を免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>3 休学（幼稚園にあつては休園。以下同じ。）を許可した生徒等については、月割計算（月割額は、年額の12分の1の額とする。以下同じ。）により<u>休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）</u>から復学の日の属する月の前月までの授業料を免除する。<u>ただし、休学を許可した日が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は分納を許可されていない生徒等の当該期の授業料については、この限りでない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>第3章 授業料の徴収猶予及び分納 (徴収猶予)</p> <p>第8条 授業料は、生徒等が<u>次の各号の1に該当する場合に、徴収を猶予することができる。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(分納)</p> <p>第9条 特別の事情があり、<u>前条各号の1に該当する場合に、分納（月割額とする。）を許可することができる。</u></p>

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

〔省略〕